

サイバー攻撃によるクレジットカード番号等の漏えいに関する事案の情報共有等について

令和5年6月30日

警察庁サイバー警察局長 河原 淳 平

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 茂 木 正

サイバー攻撃によるクレジットカード番号等の漏えい事案の未然防止等のため、警察庁及び経済産業省は、「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」（経済産業省）において提言されたクレジットカード業界におけるサイバー犯罪の抑止の必要性及び「サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会」（警察庁）において議論されたサイバー事案の被害に関する関係機関等との連携強化の必要性を踏まえ、サイバー事案に起因する又はそのおそれのあるクレジットカード番号等の漏えい事案に関する対策の推進に関して、下記のとおり、協力して取り組むことを確認する。

記

1. 経済産業省から警察庁への情報提供等

(1) 情報提供

経済産業省は、サイバー攻撃が原因であるEC加盟店等におけるクレジットカード番号等の漏えい事案又はそのおそれがあることが判明した事案を認知した場合には、速やかに警察庁にこれらの事案に関する情報を提供する。

(2) 情報の取扱い

警察庁は、経済産業省から提供を受けた情報を活用し、サイバー事案の被害実態の把握、攻撃手口の分析、これらに基づく注意喚起等を行うものとする。

(3) 通報・相談の促進

経済産業省は、クレジットカード業界の関係団体等を通じ、EC加盟店等に対し、(1)の事案を認知した場合における警察への通報・相談の促進に関する周知を行うものとする。

2. 警察庁から経済産業省への情報提供等

(1) 情報提供

警察庁は、クレジットカード番号等の漏えいに関する攻撃手口の情報や重大なぜい弱性に関する情報等について、経済産業省に提供する。

(2) 情報の取扱い

経済産業省は、警察庁から提供を受けた情報をクレジットカード業界のセキュリティ対策に係る指導・監督において活用する。また、経済産業省及び警察庁は、必要に応じ、クレジットカード業界の関係団体等を通じて、EC加盟店等に対し、クレジットカード番号等の漏えいに関する攻撃手口の情報や重大なぜい弱性に関する情報等を周知するものとする。

(3) クレジットカード会社への連絡の案内

警察庁は、都道府県警察において、EC加盟店又は決済代行業者から1(1)の事案に関する通報・相談を受けた場合に、これらの者に対して契約先のクレジットカード会社への連絡について案内するよう、都道府県警察に対し、指導を行うものとする。

3. その他

- ・ 本取組は、警察庁及び経済産業省で合意した日から開始し、必要に応じ、警察庁及び経済産業省が協議の上、見直すものとする。
- ・ 本覚書の有効期間は、令和5年6月30日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3ヶ月前までに警察庁又は経済産業省から申し出がない場合は、この覚書の効力は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- ・ 本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。